

### 1 農地中間管理機構がマッチングします。

- 受け手のいない農地は、機構が受け手を探してマッチングします。
- 機構に貸した後も、受け手が耕作できなくなった時は、機構が新たな受け手を探すので、出し手農家が個別に新たな受け手を探す必要はありません。

### 2 複数の契約・支払を一括にできます。

- 農地法等では個別契約となるため、相手ごとに契約・支払が必要となりますが、農地中間管理事業では、機構と一括で手続を行うので、事務の負担が大幅に軽減されます。

### 3 固定資産税の軽減措置を受けられます。

- 所有する全農地(10アール未満は自作可能)を、新たに機構に10年以上の期間で貸し付けると、当該農地の固定資産税が2分の1に軽減されます。(全国平均：1haの農地の固定資産税＝約1万円)
- 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合は3年間、15年以上の期間であれば5年間、軽減措置を受けられます。

### 4 機構集積協力金を受け取れます。

- 一定の要件を満たした場合には、以下の協力金を受け取れます。
  - ①経営転換協力金：リタイアや経営転換した場合
  - ②耕作者集積協力金：連続した農地を貸し付けた場合等
  - ③地域集積協力金：地域で一定割合以上の農地を機構に貸し付けた場合

※ 詳細な要件や金額については、市町村にお問い合わせください。

機構へ農地の貸し付けを希望する場合は、最寄りの市町村の農政担当課にご相談下さい。